

標準処理期間の未設定理由

番号 11

処 分 名	漁港施設の利用に関する許可
根 拠 法 令 名	漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)
条 項	第38条
所 管 課	空港港湾課
【標準処理期間を未設定とした理由】 漁港管理者が行う通常の管理行為と均衡が保たれ、漁港の利用の秩序が維持できるものかどうか。また、利用料等は、収益性を求めず、収支計画等の審査を行わなければならないため、利用施設による差異が生じるため	